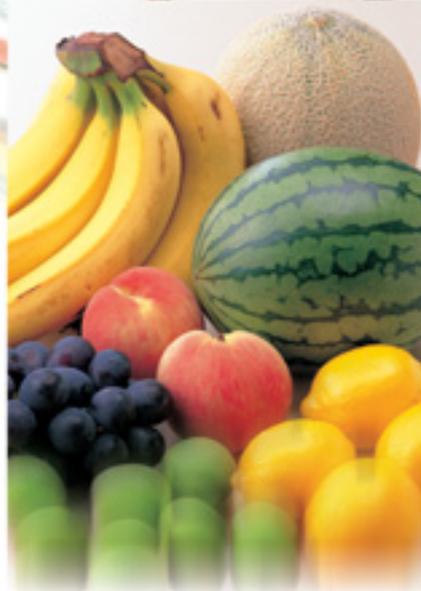


食品安全委員会



Food Safety Commission



2006

<http://www.fsc.go.jp/>

食品安全委員会設立の経緯

国内外における牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）及び変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD：variant Creutzfeldt-Jakob Disease）の発生や輸入野菜の残留農薬問題等、食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生を背景に、近年、食品の安全性に対する国民の安心感、信頼感が揺らいでいます。

また、食品流通の広域化・グローバル化の進展、新たな危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況も大きく変化してきました。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、食品の安全性の確保に関して、国民の健康の保護が最も重要であること等を基本理念として定め、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、リスク評価（食品健康影響評価）とリスク管理（リスク評価に基づく施策の策定）、リスクコミュニケーション（関係者相互間の意見・情報の交換）の促進等を基本的な方針として定めること等により、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした食品安全基本法が平成15年7月1日に施行されました。

食品安全基本法の施行に合わせて、同日、科学的知見に基づく中立公正なリスク評価を実施するため、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省等から独立して、内閣府に食品安全委員会が設置されました。

食品安全行政を取り巻く状況の変化

国民の食生活を取り巻く状況の変化

- ・食品流通の広域化・国際化の進展
- ・新たな危害要因の出現（ $O-157$ 、プリオン等）
- ・新たな技術の開発や分析技術の向上 等

食の安全を脅かす事件の頻発

- ・牛海綿状脳症（BSE）の発生
- ・輸入野菜の残留農薬問題
- ・国内における無登録農薬の使用 等

食の安全に関する国際的動向

- ・生産から消費に至る、各段階での安全性の確保（フード・チェーン・アプローチ）
- ・食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に評価を行い、適切にコントロールするという考え方が一般化

リスク分析手法の導入

海外でのリスク評価機関の設立

仏食品衛生安全庁（AFSSA）	1999年
欧州食品安全機関（EFSA）	2002年
独連邦リスク評価研究所（BfR）	2002年

食品安全基本法の制定

食品安全基本法について

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務・役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に制定されました。（11ページ参照）
（平成15年5月23日法律第48号）

食品安全基本法のポイント

1. 基本理念 第3～5条

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置を実施
食品供給行程の各段階において、安全性を確保
国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置を実施

2. 関係者の責務・役割 第6～9条

国の責務及び地方公共団体の責務

・適切な役割分担の下、食品の安全性の確保に関する施策を策定・実施

食品関連事業者の責務

・食品の安全性の確保について、第一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に実施

・正確かつ適切な情報提供に努める

・国または地方自治体等が実施する施策に協力

消費者の役割

・知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

3. 施策の策定に係る基本的な方針 第11～21条

リスク分析手法の導入 第11～13条

リスク評価(食品健康影響評価)の実施

リスク評価の結果に基づく施策の策定

リスクコミュニケーションの促進

第14～20条

緊急の事態への対処等

関係行政機関の相互の密接な連携

試験研究の体制整備等

国の内外の情報収集等

表示制度の適切な運用の確保等

教育・学習の振興等

環境に及ぼす影響の配慮

措置の実施に関する基本的事項の策定 第21条

4. 食品安全委員会の設置(リスク評価の実施等) 第22～38条

食品安全委員会の組織・役割

食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に専門の事項を調査審議するため、延べ240名程度の専門委員から成る専門調査会が設置されています。

専門調査会は、食品安全委員会の運営計画等を検討する「企画専門調査会」、リスクコミュニケーションのあり方等を検討する「リスクコミュニケーション専門調査会」、緊急時の対応のあり方等を検討する「緊急時対応専門調査会」のほか、危害要因ごとのリスク評価に関する事項について調査審議する専門調査会として、化学物質系、生物系、新食品等の三つのグループに添加物、農薬、微生物、新開発食品等13の専門調査会が設置されています。

また、事務局は、事務局長、次長、総務課、評価課、勧告広報課、情報・緊急時対応課、リスクコミュニケーション官から構成されています。

食品安全委員会および事務局の構成

食品安全委員会委員

みかみなげし
見上 彪 (委員長)

こいずみなおこ ながおたく のむら かずまさ はたえ けいこ ほんま せいいち
小泉 直子、長尾 拓、野村 一正、畑江 敬子、本間 清一

専門調査会 (延べ240人程度)

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------|
| ・企画 | 【評価チーム】 |
| ・リスクコミュニケーション | ・化学物質系評価グループ
(添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質、汚染物質) |
| ・緊急時対応 | ・生物系評価グループ
(微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等) |
| | ・新食品等評価グループ
(遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等) |

事務局 (事務局長、次長、4課1官)

- ・総務課
- ・評価課
- ・勧告広報課
- ・情報・緊急時対応課
- ・リスクコミュニケーション官

食品安全委員会の主な役割

1. リスク評価 (食品健康影響評価) の実施

我々が口にする食品には、栄養成分とともに、健康に悪影響を及ぼす要因が含まれていることがあります。また、^オ157等の病原体が食品によって媒介されることもあります。

「リスク評価」とは、リスク (食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と影響の程度) が適切にコントロールされるよう、科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に評価することで、食品安全基本法でいう食品健康影響評価がこれにあたります。

食品安全委員会では、リスク管理機関からの評価要請に基づいて又は食品安全委員会自ら評価対象を選定して、リスク評価を実施しており、これが食品安全委員会の第一義的な役割となっています。

また、食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のために講ずべき施策について、内閣総理大臣を通じてリスク管理機関を所管する関係各大臣に勧告を行うことができます。



2. リスクコミュニケーションの推進

リスクの存在を前提に、これを適切にコントロールして、国民の健康を保護していくという新たな食品安全行政を正しく理解してもらうためには、リスクコミュニケーションの推進が重要です。食品安全委員会では、リスク評価の内容等についてリスクコミュニケーションを行うとともに、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの事務の調整を行っています。

このため、食品安全委員会は、原則毎週一回、公開で会合を開催するとともに、議事録をホームページに掲載する等、透明性の確保に努めています。

また、リスク評価の内容等については、ホームページや季刊誌等を活用した積極的な情報提供を行うとともに、消費者や食品関連事業者等の幅広い関係者が参加する意見交換会を全国各地で開催する等、関係機関とも連携を図りつつリスクコミュニケーションを推進しています。

このほか、「食の安全ダイヤル」や全国の470名に依頼した「食品安全モニター」を通じた情報・意見の交換を行っています。

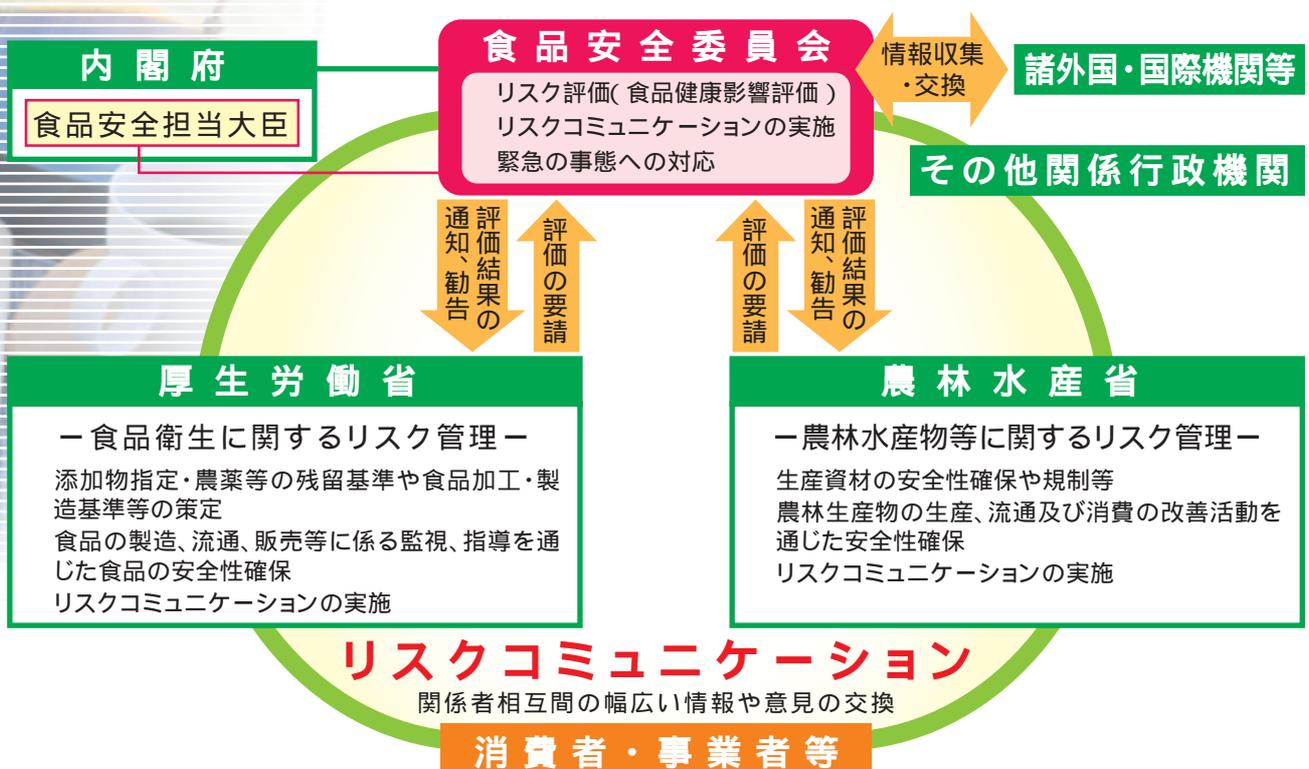
3. 緊急の事態への対応

重大な食品事故等の緊急事態が発生した場合に政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応するため、食品安全委員会では、平時から食品の安全に関する国内外の危害情報を収集・分析しており、緊急時には事態を早急に把握した上で、関係各省への迅速な対応の要請や国民に理解しやすい情報の提供といった役割を担っています。

4. その他

食品安全基本法において、政府は、同法の規定により講じられる措置の実施に関する基本的事項を定めることとされています。内閣総理大臣からの諮問を受け、基本的事項に盛り込むべき事項について意見を述べることも食品安全委員会の役割です。

平成16年1月には、食品安全委員会の意見を踏まえ、基本的事項が閣議決定されており、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関は、この基本的事項に基づき、連携して食品の安全性の確保のための措置を実施しています。



平成17年までの取組等について

以下に示す内容の詳細については、

食品安全委員会のホームページ <http://www.fsc.go.jp/> で入手可能です。

1. リスク評価に関する取組

食品安全委員会は、平成15年7月に設立されて以降、平成17年12月31日までに、厚生労働省、農林水産省及び環境省から470品目の評価の要請を受け、208品目の評価を終了し、その結果を通知しました。(7ページ参照)

食品安全委員会が行った、代表的な評価の事例は以下のとおりです。

・BSEに関する食品健康影響評価

食品安全委員会では、BSE問題全般について科学的な評価を自ら行うこととし、プリオン専門調査会において調査審議した結果、「我が国においてvCJDが発生するリスクは、現在のBSE検査及び特定危険部位(SRM)除去によって、そのほとんどが排除されているものと推測される」等として、平成16年9月、厚生労働省及び農林水産省に通知しました。

これを受け、厚生労働省及び農林水産省から国内のBSE対策についての評価の要請があり、同専門調査会において調査審議した結果、「検査対象月齢の見直しのヒトに対するリスクはあったとしても非常に低いレベルの増加にとどまると判断される」等として、平成17年5月、両省に通知しました。

また、厚生労働省及び農林水産省から米国産及びカナダ産の牛肉等に関する評価の要請があり、同専門調査会において調査審議した結果、「米国・カナダの対日輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等のリスクの差は非常に小さい」等として、同年12月に両省に評価結果を通知しました。

・魚介類等に含まれるメチル水銀の食品健康影響評価

食品安全委員会は、厚生労働省から「魚介類等に含まれるメチル水銀」についての評価の要請を受け、汚染物質専門調査会において調査審議した結果、「ハイリスクグループは胎児、耐受週間摂取量は2.0µg/kg体重/週、耐受摂取量の対象者は妊娠している方もしくは妊娠している可能性のある方」として、平成17年8月、厚生労働省に通知しました。

これを受けて、厚生労働省は薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会で審議のうえ、平成17年11月2日、「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」を公表しました。

・アカネ色素の食品健康影響評価

食品安全委員会は、平成16年7月、厚生労働省からアカネ色素についての評価の要請を受け、添加物専門調査会における評価をもとに調査審議した結果、「腎臓以外の臓器の所見等について、今後とも情報収集が必要であるが、提出された資料からは、遺伝毒性及び腎臓への発がん性が認められており、アカネ色素についてADI(1日摂取許容量)を設定できない」¹として、平成16年7月、厚生労働省に通知しました。

これを受けて厚生労働省はアカネ色素を既存添加物名簿から削除²し、アカネ色素及びこれを含む食品の製造・販売・輸入等を禁止しました。

1 「ADIを設定できない」とは、許容量を確認できない、安全に摂取できる量を示せないということを意味します。

2 削除とは使用できる添加物を定めた既存添加物名簿から消され、使用を禁止することです。

各専門調査会別案件の処理状況

(平成17年12月31日現在)

専門調査会名	既要請品目	処理状況		
		評価終了	意見募集中	処理中
添加物	67	34	0	33
農薬	155	31	1	123
うち清涼飲料水	93		0	93
動物用医薬品	77	45	1	31
化学物質	0	0	0	0
汚染物質	50	1	0	49
うち清涼飲料水	48	0	0	48
器具・容器包装	4	4	0	0
微生物	2	1	0	1
ウイルス	0	0	0	0
微生物・ウイルス合同	1	1	0	0
プリオン	10	9	0	1
かび毒・自然毒等	3	3	0	0
遺伝子組換え食品等	41	31	0	10
新開発食品	51	40	1	10
肥料・飼料等	8	8	0	0
動薬・肥飼料合同	1	0	0	1
合 計	470	208	3	259

(注):農薬専門調査会及び汚染物質専門調査会のそれぞれの欄には、清涼飲料水の規格基準の改正に関し評価要請のあった、93種の農薬及び48種の汚染物質の案件を含む。

このほか、自ら取り組むリスク評価課題の検討を行い、リステリアを含む食中毒原因微生物のリスク評価について実施することとしました。併せて、Q熱等については、科学的知見を取りまとめファクトシート(科学的知見に基づく概要書)として国民に情報提供することとなり、作成後ホームページで公表しました。

なお、食品安全委員会では、危害要因毎に、必要に応じて食品健康影響評価の方針、提出を求め得る資料、評価の手順等を示すガイドラインを策定することとしています。

平成15年7月の発足以来、平成17年12月末現在で、8種類のガイドラインを策定しており、これらに基づき食品健康影響評価を進めています。

食品安全委員会が策定したガイドライン

(平成17年12月31日現在)

- 遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準
- 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
- 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
- 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
- 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
- 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針
- 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非たん白質性添加物の安全性評価の考え方

また、食品安全委員会では、これまでリスク評価の結果を通知した評価品目について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する調査を行っています。

2. リスクコミュニケーションに関する取組

食品安全委員会の会合(原則毎週1回開催)及び各種専門調査会は、リスク評価に係る審議経過等の透明性の確保と情報提供のため、原則公開とし、議事録等をホームページに公開しています。

また、リスク評価を行うに当たっては、その審議結果案について、原則として国民からの意見・情報の募集を行うとともに、リスク評価の内容等について、リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省等)と連携しながら、食品の安全性に関する意見交換会を全国各地で実施しています。これらの意見交換会には、消費者や食品関連事業者等様々な人が参加し、意見や情報を交換しています。国民の関心が特に高いBSE問題については、国民の理解を促進するため、厚生労働省、農林水産省、地方公共団体等の協力を得て、全国各地で意見交換会を開催するとともに、諸外国のBSEに対する取組を今後の我が国における対策の参考とするため、各国から専門家を招いた意見交換会も開催しました。

このほか、国民の皆様から食品の安全性に関する情報提供、お問い合わせ、ご意見等をいただく「食の安全ダイヤル」を平成15年8月に設置するとともに、お問い合わせが多い事項については、Q&Aとして整理し、ホームページに掲載しています。

これらに加え、広く消費者等に対して食品の安全性に関するわかりやすい情報提供を図るため、ホームページにトピックスとして、BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、リステリアを始めとした食中毒菌等について整理するとともに、パンフレットやリーフレット、食品の安全性に関する用語集、季刊誌「食品安全」(原則年4回発刊)を発行しています。

さらに、消費者の方々に日常生活を通じて、食品の安全性等についてご意見等をいただくため、平成15年度から年度毎に、全国各地の470名の方に「食品安全モニター」を依頼しており、食の安全に対する意識等を把握するためのアンケート調査の実施、情報提供や意見等の報告がなされているところであり、地域への情報提供にもご協力いただくこととしています。

なお、未だ端緒の段階にある我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションについて、その目的や実施の方法を巡って数々の意見や考え方がある中で、その現状と課題をわかりやすく示すため、リスクコミュニケーション専門調査会において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」が取りまとめられ、平成16年7月に食品安全委員会において了承されました。今後、この取りまとめを踏まえて、より効果的なリスクコミュニケーションを展開していくこととしています。

意見交換会の主な実施状況

(平成17年12月31日現在)

リスク評価結果等、食品の安全性に関する意見交換会
204回(関係各省及び地方自治体等との共催を含む)

このうち、食品安全委員会が企画・主催した意見交換会等の主なテーマは以下のとおり

- ・ 米国・カナダ産牛肉等に係るリスク評価
- ・ 我が国のBSE対策に係るリスク評価
- ・ 魚介類等に含まれるメチル水銀に係るリスク評価
- ・ 遺伝子組換え食品
- ・ 薬剤耐性菌
- ・ 鳥インフルエンザ





3. 緊急の事態への対応について

重大な食品事故の発生等といった食品の安全性に関する緊急事態に適切に対応するため、食品安全委員会と厚生労働省、農林水産省及び環境省が連携して平成16年4月に「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」が策定されました。

同要綱では、食品安全委員会とリスク管理機関は、相互に十分な連携を図りながら、平時から食品事故の発生等に関する危害情報を収集、整理及び分析するとともに、緊急時対応を政府一体となって迅速かつ適切に行うことで、国民の健康への悪影響を未然に防止・抑制するよう努めることと規定しています。さらに、緊急事態の発生時には、食品安全委員会とリスク管理機関が相互に調整を十分図りながら、関連情報をマスメディア、政府広報、インターネット等を通じて、迅速に国民へ提供することとしています。

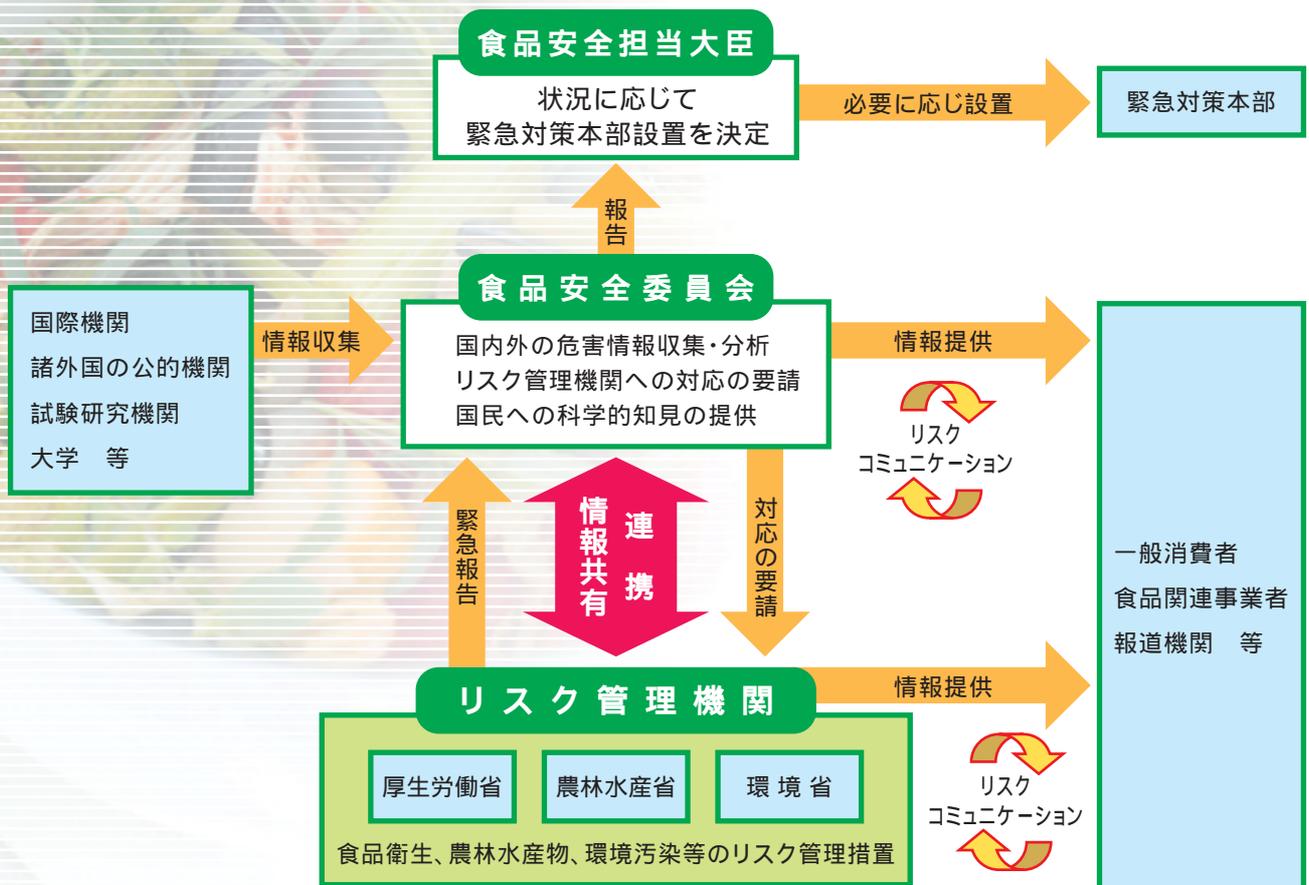
また、この要綱を踏まえて、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を策定し、食品安全委員会内の取組を定めています。

更に、危害要因別の緊急時対応マニュアル策定の検討を行い、食中毒における緊急時対応について、食品安全委員会とリスク管理機関が連携して平成17年4月に「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」(以下「食中毒要綱」という。)を策定しました。この要綱では、食中毒による緊急事態等において適切に対応できるよう関係府省の役割と連携について規定しています。また、食中毒要綱を踏まえ、食中毒による緊急事態における食品安全委員会内の対応を定めた「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を策定しました。

これらの要綱及び指針に基づいて、食品の摂取を通じて起こる緊急事態への適切な対応に努めていくこととしています。

なお、災害、バイオテロ等、重大な被害が生じる緊急の事態においては、別途、政府一体となった対応が構じられることとなっています。

緊急の事態における食品安全委員会の役割



今後の食品安全委員会の運営について

食品安全委員会では、関係各省から数多くのリスク評価要請を受けており、今後とも中立公正な立場から科学的な議論を進め、これらの評価を着実に実施していきます。

特に、食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関するポジティブリスト制度の導入に伴いリスク評価の要請が大幅に増加することが見込まれることから、円滑にリスク評価を実施するための体制強化を図っていきます。

また、関係機関等からの情報や国民からの要望等を踏まえて、定期的に評価の案件について検討する等、今後とも食品安全委員会自らが積極的にリスク評価を行っていくとともに、食品安全委員会自らが評価を行うこととした「食中毒原因微生物の評価指針の策定及び評価すべき微生物の優先順位を決めた上での個別微生物の評価」を進めていくこととしています。

リスクコミュニケーションについては、引き続き、国民の関心が高い案件等について、意見交換会の開催、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じた情報・意見の交換、ホームページや季刊誌等を通じた情報提供等の取組を積極的に行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会等において、より効果的なリスクコミュニケーション手法の検討を進めていくこととしています。

このほか、国内外の食品の安全性に関する情報については、平成16年度から平成18年度までに構築する「食品安全総合情報システム」(平成17年6月より一部運用開始)に関連情報を蓄積・整理し、ホームページを通じた情報提供、関係機関との情報の共有化に努めています。

一方、食品の安全性の確保に関する調査及び食品健康影響評価技術に係る研究を実施し、その成果を内外に情報発信していくこととしています。

食品安全委員会では、今後ともこれらの取組により、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、科学に基づく食品の安全性の評価に努めていきます。



海外有識者を招いた意見交換会

食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)

最終改正 平成18年3月31日法律第26号

目次

- 第1章 総則(第1条 第10条)
- 第2章 施策の策定に係る基本的な方針(第11条 第21条)
- 第3章 食品安全委員会(第22条 第38条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物 薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。をいう。

(食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識)

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

(食品供給行程の各段階における適切な措置)

第4条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程(以下「食品供給行程」という。)におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

(国民の健康への悪影響の未然防止)

第5条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第6条 国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第8条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。若しくは添加物 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第4項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

- 第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

- 第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

- 第14条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生への防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

- 第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

- 第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

- 第17条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

- 第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

- 第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

- 第20条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

- 第21条 政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

第3章 食品安全委員会

(設置)

第22条 内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」という。を置く。

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
 - 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。
- 2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。
 - 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 一 食品衛生法第6条第2号ただし書(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第7条第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第9条第1項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第10条に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第11条第1項(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)若しくは同法第18条第1項(同法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第50条第1項の規定により基準を定めようとするとき。
- 二 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)の基準(同法第3条第1項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。
- 三 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第4条第1項第4号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第7条第1項若しくは第8条第3項(これらの規定を同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第13条の2第2項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第13条の3第1項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。
- 四 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第4条第1項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第62条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。
- 五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第23条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。
- 六 と畜場法(昭和28年法律第114号)第6条、第9条、第13条第1項第3号若しくは第14条第6項第2号若しくは第3号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第14条第7項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。
- 七 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項(同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

- 八 薬事法第14条第1項若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは医療機器(以下「動物用医薬品等」という。)についての承認をしようとするとき、同法第14条の3第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の3第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第14条の4第1項(同法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定による動物用医薬品等についての再審査を行おうとするとき、同法第14条の6第1項(同法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の6第1項の規定による動物用医薬品等についての再評価を行おうとするとき、同法第19条の2第1項若しくは第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第19条の2第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、又は同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第3号口若しくは第83条の5第1項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。
- 九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第3項の政令(農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。)又は同法第3条第1項の政令(農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。)の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第11条、第15条第4項第2号若しくは第3号、同条第6項又は第19条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条の2第1項の規定により添加物の名称を削除しようとするとき。
- 十二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第6条第1項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 十三 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第1項又は第2項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。
- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めただけの場合に限る。)においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第26条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(緊急時の要請等)

第27条 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。

- 2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があったときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。
- 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成11年法律第180号)第13条第1項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成11年法律第183号)第12条第1項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成11年法律第192号)第18条第1項、独立行政法人農業環境技術研究所法(平成11年法律第194号)第13条第1項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法(平成11年法律第199号)第15条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

(組織)

第28条 委員会は、委員7人をもって組織する。

- 2 委員のうち3人は、非常勤とする。

(委員の任命)

第29条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第30条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第31条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第32条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第33条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第34条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員は、委員長とみなす。

(専門委員)

第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第37条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第38条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(検討)

第8条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



食の安全への不安・疑問から情報提供まで、皆様のご意見・ご質問をお寄せ下さい。

食の安全ダイヤル

03-5251-9220または9221

受付時間 10:00～17:00 / 月曜日～金曜日[ただし祝日、年末年始を除く]

ご意見などは電子メールでも受け付けています。ホームページからアクセスしてください。

食品安全委員会ホームページアドレス

<http://www.fsc.go.jp/>



交通

- * 東京メトロ銀座線・丸の内線『赤坂見附駅』より徒歩3分
- * 東京メトロ南北線・半蔵門線『永田町駅』より徒歩6分
8番出口を出て、外苑通りを溜池山王方向に進んだ左側。
- * 東京メトロ有楽町線『永田町駅』より徒歩8分
1番出口を出て議長公邸、メキシコ大使館方向に進む。

問い合わせ、連絡先

内閣府食品安全委員会事務局

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
ブルデンシャルタワー6階

電話：03-5251-9218

F A X：03-3591-2237